

令和 4 年 9 月 8 日現在

機関番号：33903

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K02331

研究課題名(和文) 教育福祉論の再構築に立脚した「子どもの貧困」概念の再定義のための教育学的研究

研究課題名(英文) Pedagogical Research to Redefine the Concept of "Child Poverty" Based on the Reconstruction of Educational Welfare Theory

研究代表者

中嶋 哲彦 (Nakajima, Tetsuhiko)

愛知工業大学・工学部・教授

研究者番号：40221444

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：「子どもの貧困」概念は貧困の原因となる経済格差を生み出す資本主義の経済的メカニズムを分析対象としない弱点がある。日本では、国家が公教育における教育目的・目標・内容を管理する一方、教育費を世帯所得に依存している。このため、子どもの教育機会は世帯所得に依存し、親の低所得は「子どもの貧困」に直結する。新自由主義的国家改造の進展につれて、低・中所得層を中心に子育て・教育費を負担できない世帯が増大し、子育て・教育費を世帯収入で負担させる教育費負担構造が機能不全に陥った。政府は「教育の無償化」政策を選択せざるをえなくなったが、これを教育と福祉を権利として保障する政策と評価することはできない。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現代国家は養育を扶養と教育に切り分け、扶養を親の責任領域に残す一方、子どもの教育を国家の事務として吸収した。つまり、子どもの養育が家庭における扶養と国家が主導する教育とに分裂させ、前者を私事とする一方、後者を公教育制度に取り込んだ。日本における公教育制度は教育目的・目標・内容に関しては国家主導型となり、経費負担については私費負担または世帯負担型となっている。しかし、教育費の公私負担区分は国及び歴史段階によって異なり、無償を基本とする福祉国家的教育費制度も存在し、今後の選択肢の一つとして検討されるべきである。

研究成果の概要(英文)：The concept of "child poverty" has the weakness of not analyzing the economic mechanism of capitalism that generates the economic disparities that cause poverty. In Japan, the state controls the educational objectives, goals, and contents of public education, while the cost of education is depended on the household income. Therefore, child's educational opportunity depends on his/her own household income, and low parental income is directly linked to "child poverty." As the neoliberal transformation progressed, the number of households unable to bear the cost of child rearing and education increased, especially in the low- and middle-income households, and the education cost-burden structure, in which the cost of child rearing and education is borne by household income, became dysfunctional. The government was forced to choose the policy of "free education," but this cannot be evaluated as a policy that guarantees education and welfare as a right.

研究分野：教育政策学

キーワード：子どもの貧困 教育福祉 新自由主義改革

1. 研究開始当初の背景

近年、教育学において、学習支援事業による学力保障や教育費の軽減による教育機会の拡大・延長が子どもの貧困対策として論じられる傾向にある。しかし、経済的困窮や貧困が社会構造的に生み出されるものであるとすれば、そして公教育制度がその社会構造の構成要素の一つであるとすれば、教育機会を拡大・延長するだけでは経済的困窮や貧困を産出するメカニズムを超克することはできない。また、学習・教育機会の拡大・延長を無前提に肯定することは、経済的貧困と貧困を当事者の自己責任の範疇に押しとどめる意味をもちかねない。このことから、教育学には、「教育福祉」を軸とする「子どもの貧困」概念の再定義、教育福祉の観点からの子どもの貧困対策事業の意義と問題点の検証、「子どもの貧困」解決に資する「教育福祉」への社会的合意形成の可能性とその物質的・社会イデオロギー的条件の解明、が求められていると考えた。

2. 研究の目的

日本では、1970年代から1980年代にかけて、教育と福祉の統一的保障に関する理論的研究が進められ、複数の研究者によって「教育福祉」という概念が用いられた。これらは、一方では福祉国家論批判を踏まえつつ福祉国家による教育機会保障の可能性を探り、他方では学習権・教育を受ける権利保障と文化的生存権の統一的保障の法解釈論とその基盤となる教育学的基礎研究を志向するものだった。これらには方向性の違いはあるものの、経済的困窮や貧困にかかわらず教育機会を平等に保障することが国家の基本的責務の一つであることを弁証しようとするものだった。つまり、これらは国家の積極的な関与による「教育福祉」の実現を志向するものではあったが、公教育自体が経済的困窮層の社会的排除に関与していること、したがって貧困の社会的産出メカニズムにおける公教育の位置と役割、への批判的考察には不十分な点があった。

また、先行研究においては、「教育福祉」が経済的困窮層に対して学習・教育機会を保障するための福祉を意味するのか、それとも経済的困窮層に留まらず広く国民全体を対象とする公教育が総体として福祉的機能を有するのか、論者によって「教育福祉」概念が多様な意味で用いられていた。さらに、教育福祉の実現には福祉教育の充実が必要であるというように、教育実践的な課題への応答から研究対象が拡散してしまう傾向もあった。これらに加えて、「一億総中流」意識とともに「日本には経済的格差や貧困は存在しない」といった認識が広がったこともあって、「教育福祉」研究は持続的に深化してきたと言いがたい。

他方、経済的困窮や相対的貧困の増大により子どもの貧困問題への関心が呼び起こされ、今日再び「教育福祉」を冠した研究が盛んになっている。しかし、その多くは学習支援事業やスクールソーシャルワーカー配置事業を「教育福祉」と同一視して、その現状分析や政策提言に留まる傾向にある。しかし、子どもの貧困対策として進められている諸事業の実態を見ると、高校進学に偏重した学習支援事業がそこからさえ排除される子どもを生み出している。また、高校進学率を評価基準とすることで教育的支援が強調される一方、生活困窮層に対する現金給付が削減されたり、子どもの日常生活と進路選択を包括的に支援する福祉的支援が学習支援事業から排除されたりする傾向にある。こういった事実の見落としは、今日の「教育福祉」研究が先行研究の到達水準に達していないことを暗示している。

教育政策論として、幼児教育や高等教育の無償化(授業料不徴収の意味で)や給付制奨学金や所得連動型返還制度の導入による教育機会の拡大・延長が、研究者の論考に留まらず、与野党を問わず現実政治においても現実的な主題となっている。子ども・若者がその属する家庭の経済的困窮故に学習・教育の機会を制約されあるいは剥奪されているという認識から、またOECDの教育指標(Education at a Glance)の政策誘導効果もあって、経済的困窮層の子ども・若者が他の子ども・若者と同等の機会を享受できるよう教育制度に福祉的要素を組み込むことは有効な貧困対策と自明視されている。

しかし、経済的困窮や貧困が社会構造的に生み出されるものであるとすれば、そして公教育制度がその社会構造の構成要素の一つであるとすれば、教育機会を拡大・延長するだけでは経済的困窮や貧困を産出するメカニズムを超克することはできないだろう。むしろ、教育機会の拡大・延長論は、経済的困窮と貧困を当事者の自己責任の範疇に押しとどめ、経済的困窮と貧困の存在を正当化する回路に転化する可能性さえある。

このような理論・政策状況の背景には、「子どもの貧困」が等価可処分所得を基準とする「相対的貧困」の上に構築された概念として現代的貧困問題の発見に貢献した反面、たとえば貧困の社会的産出メカニズムのように、現代における「貧困」の本質理解を欠いていること、したがって「子どもの貧困」概念もまたほぼ空洞に近い状態にあることが関与している。つまり、「子どもの貧困」対策と言っても、それが克服すべきターゲットや達成目標は恣意的に設定可能な状態に置かれているのである。

このため、教育学には、「教育福祉」に関する先行研究の成果を踏まえて「教育福祉」概念自体を再定義しつつ、それを基礎に「子どもの貧困」の本質規定を試みること、これを踏まえて現代日本における子どもの貧困対策事業の意義と問題点を検証すること、「子どもの貧困」

問題解決への社会的合意形成の可能性とその物質的・社会イデオロギー的条件を解明すること、が求められていると考えた。これらは、かつての「教育福祉」研究がやり残した課題を引き継ぐものである。

すなわち、本研究は、小川利夫・永井憲一・平原春好編『教育と福祉の権利』(1972年)、持田英一・市川昭午『教育福祉の理論と実際』(1975年)、小川利夫・土井洋一編『教育と福祉の理論』(1978年)、村上尚三郎『教育福祉論序説』(1981年)、小川利夫『教育福祉の基本問題』(1985年)、小川利夫・高橋正教『教育福祉入門』(2001年)などの教育福祉論の先駆的な研究を踏まえつつ、これらが経済的困窮や貧困にかかわらず教育機会を平等に保障する国家の在り方を模索しつつ、公教育における社会的排除や貧困産出メカニズムの解明を通して先行研究を批判的に乗り越えようとするものである。また、OECDやUNICEFなどの国際機関のほか、日本では阿部彩らの研究者が用いる「相対的貧困」概念を批判的に継承し、教育福祉論の視点から「子どもの貧困」概念を再定義しようとするものである。

3. 研究の方法

(1) 先行研究においては必ずしも明確にされなかった「教育福祉」概念と、2000年代に登場した「子どもの貧困」概念について、その本質規定を目指した。「教育福祉」概念については、今日それを経済的困窮層のスペシャル・ニーズへの応答と考える論者が多いが、全社会階層のユニバーサル・ニーズに応答するものとして措定して考察を進めた。また、「子どもの貧困」は相対的貧困概念によって説明され、貧困の実態を統計的に把握することに有用な概念であるが、これは貧困の社会的実体や産出メカニズムに言及することを回避した概念規定である。本研究では、申請者のこれまでの研究成果に基づき、貧困とは社会的・経済的要因によって子どもの日常生活と人生選択が不当に制約されている状態であり、それゆえに非困窮層を含む全社会階層が直面する問題であるという見方を差し当たっての出発点とした。

(2) 教育福祉の観点から、現代日本における子どもの貧困対策事業の意義と問題点を検証する。この課題設定の背景には、教育と福祉の分裂が温存されたまま、従来は福祉が応答してきた子どもの貧困に教育が関与するようになったことで児童福祉に歪みが生じつつある、つまり福祉と教育が歪んだ形で統合されつつあるとの認識がある。この研究を進めるため、学習支援事業の評価基準とその運用状況について調査し考察した。

(3) 社会的合意形成の可能性とその物質的・社会イデオロギー的条件を解明することを目指し、本研究では経済的困窮層に対する社会的排除を正当化する社会イデオロギーの内実とその生成過程を考察する。その際、排他的競争社会において自らの生存条件を自己責任で確保せざるをえない非困窮層の社会意識に焦点を当てる。この研究を進めるにあたっては、社会民主主義的福祉社会(フィンランド)、新自由主義的自己責任社会(イギリス)、仏教的共助社会(ミャンマー)における社会構成原理と社会意識の在り方を参照することを計画した。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、現地調査を行うことを断念した。

4. 研究成果

(1) 学校の福祉的機能拡大の要因

2010 前後以降、子ども・若者の育成・支援を目標とし、関連施策の推進を政府や地方公共団体に義務づける法律が相次いで制定された。その主なものに、2009 年の子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号)、2012 年の子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)、2013 年の子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号、以下「子どもの貧困対策推進法」)がある。

これらにおいて教育と福祉の連携が要請される理由は第一に、学校教育において福祉的対応を必要とする領域や活動がますます拡大していることにある。たとえば、障害をもつ人の社会参加の権利を保障するため、学校教育のノーマライゼーションを進め、障害のある子ども・若者に状況と課題に応ずる教育の機会を保障することが喫緊の課題と捉えられている。この背景には、障害者の権利に関する条約(2006 年 12 月 13 日国連総会採択、2008 年 5 月 3 日発効)に適合するよう、国内の制度を整備する必要があった。日本は 2007 年 9 月 28 日にこの条約に署名したものの、批准は約 7 年後の 2014 年だった。自立した生活及び地域社会への包容(19 条)、教育(第 24 条)、労働及び雇用(27 条)などについて、日本の制度には解決すべき課題が残されていた。

このため、2007 年に学校教育法を改正して学校教育のノーマライゼーションを進める一方、2010 年には児童福祉法を改正して児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を制度化した。その際、厚生労働省と文部科学省は共同で「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」(事務連絡平成 24 年 4 月 18 日)を発出し、「様々な生活場面に沿って一貫した支援を提供すること、障害児とその家族の地域生活を支える観点から、福祉サービスだけでなく、教育や医療等の関連分野に跨る個々のニーズを反映させることが重要」と強調した。また、2018 年の「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」(30 文科初第 357 号、障発 0524 第 2 号、平成 30 年 5 月 24 日)でも、都道府県・政令都市の首長及び教育長等に対して、障害のある子どものための教育と福祉の連携推進を再び要請している。

さらに、2013年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）が制定され、障害のある児童生徒学生に対する合理的配慮が義務づけられた。学校における合理的配慮の実施のためには、障害のある児童生徒学生に障害者福祉サービスを提供する施設等との連携が課題になり、地域における教育と福祉の連携がますます重要になった。

このほか、学校内部にスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーなどの福祉機能を担う職員を配置したり、児童相談所や子どもシェルターなどの外部の福祉施設と連携したりすることで、教育と福祉との連携を強化する動きもある。この背景には少子化に伴う教職員定数減に新職創設や「周辺の」業務の外部化によって対応する政策的意図もあるが、福祉の対応を必要とする問題に直面する子ども・若者そしてその親・家庭が増大または顕在化していることも事実である。それらに応答することは、条約や各種人権宣言を通じて国際的にも要請されている。

第二に、子ども・若者の教育と福祉が政策課題になった背景には、日本が「子ども・若者の全般的危機」とでもいうべき現実がある。上述の子ども・若者育成支援推進法制定の背景には、若者無業者（ニート）の激増という現実があった。15歳～39歳の若者について言えば、2008年には失業者が115万人、非正規雇用者111万人、そして就学も就労も職業訓練も受けていない無業者は84万人に達した。無業者には公共職業安定所による就業支援だけでなく、その前の段階での福祉や保健、医療等の分野における支援が必要である。こうして、働く意欲のもてない、あるいは発揮できない状態にある若者に対する新しい福祉サービスの必要が認識された。

しかし、直接的要因を個々人の事情に求められる場合があるとしても、これは子ども・若者全体を取り巻く社会環境に起因する問題である。子ども・若者の全般的危機を示す客観的データは、児童生徒の自殺者数（2020年499人）、児童相談所における児童虐待対応件数（2019年19.4万件）、いじめの認知件数（61万件）、小中学校における不登校児童生徒数（2019年18.1万人）、18歳未満の子どもの相対的貧困率（2018年13.5%）、15～39歳人口に占める無業者数（2020年2.7%）、SNSに起因する事犯の被害児童数（2020年1819人）など、枚挙に暇がない。これらは、相対的には少数の子ども・若者だけが困難に直面しているのではなく、子ども・若者の誰がいつこの状態に至ってもおかしくない状況にあることを示している。

(2) 扶養の私事性

子どもの属する世帯が経済的困窮に起因して子どもの生活と成長に必要な物質的条件を調達できず、また社会的諸活動や経験に参加できない状態にあり（物質的剥奪）、さらに生活と成長を支える社会諸関係から疎外されていること（社会的排除）により、親が子どもを生み育てる諸過程及び子どもが育つ諸過程に重大なダメージが生じている状態を、子どもの貧困と言うとすれば、子どもの生活と成長に必要な物質的条件と社会諸関係を回復することが子どもの貧困対策の課題となるだろう。

ここで子どもを生み育てる諸過程を養育と呼ぶとすれば、子どもの貧困は子どもの養育過程に生ずる社会病理と捉えられるから、子どもの貧困が生み出される社会的メカニズムを解明しようとするときは、現代における養育の歴史的・社会的存在形態にも注目する必要がある。その際、子どもを生み育てる諸過程（養育）は、子どもが健全に成長していけるよう日々の生活を支え、その年齢などに見合った衣食住などの世話をする過程（扶養）と、生活や生産に関する知識や技能を伝達したり社会の価値観や規範に順応させたりする過程（教育）とから成り立っている。扶養と教育は単純には峻別できないし、区別したとしても密接に関連しあっていることは言うまでもないが、これらを一旦概念的に区別して考察することは有益であろう。

まず確認しなければならないのは、子どもの貧困は親または世帯の経済的困窮や社会的排除に起因する社会現象であるにもかかわらず、相対的貧困及び子どもの貧困はその状態にある親自身またはその世帯自体に付着する要因によってもたらされると考えられていることだ。つまり、現代の先進資本主義国における相対的貧困及び子どもの貧困は、資本主義が内包する本質的矛盾によってもたらされる社会現象であるとの認識がある一方で、貧困対策はその矛盾そのものに切り込むことなく、貧困状態にある個人または世帯を対象とする「支援」として展開されているのである。

たとえば、相対的貧困率や子どもの貧困率は世帯所得を元に算出される。後者について言えば、ある子どもの属する世帯の等価可処分所得が、全世帯の等価可処分所得の中央値の50%（貧困線）未満であるとき、その子どもは貧困の状態にあると見なされ、それに該当する子どもの割合を子どもの貧困率という。また、上記の貧困線を超える所得があっても物質的剥奪が生じている場合があることから、世帯の低所得と子どもが被る物質的剥奪指標を組み合わせて、子どもが貧困状態にあると見なす場合もある。いずれの場合も、子どもの貧困はその属する世帯の低所得等に関連づけて把握されている。子どもの日常生活や人生の選択肢がその属する世帯の所得や資産によって物質的に支えられている現実を踏まえれば、子どもの貧困をこのように捉え対策を講ずることには一定の合理性が認められるが、子どもの貧困を生み出す社会的メカニズムを解明しようとするときには視野が不当に限定されかねない。子どもの生活と成長をその属する世帯の所得や保有する金銭的・社会関係の富に依存させる社会制度にこそ注目する必要がある。

近代以前の社会においては、子どもの養育（扶養と教育）を血縁家族単位でなしうるのは支配身分に属する人々に限られ、民衆は子どもの養育を、生活と生産の全過程を包摂する原始的共同体の共同業務として、共同体に依存して行うほかなかった。しかし、近代社会は、共同体を解体し私有財産制を基礎としつつ、親子関係を基本とする血縁家族を基礎的単位として組織された。

これにより、子どもの扶養は、親の親権と扶養義務（子どもに対する義務ではなく、国家に対する義務として）を法的土台として血縁家族が担うこととなった。こうして、近代以降、子どもの扶養は、親である世帯主が自らの責任で遂行すべき私事として位置づけられてきた。

今日では、親権は親の子に対する支配権を意味するものではなく、養育義務は親の子に対する義務であると理解されている。しかし、この背後には、親以外の者（国家を含む）は原則として子どもの養育に責任を負わないという黙示的前提があり、世帯主は自らの責任で、したがって自らが保有する富で、子どもを扶養する責任を国家に対して負っている。しかも、こうした制度の下では、各世帯またはその構成員の私的利益を追求することは他の個人や世帯への排他性を伴い、養育を社会の共同業務として組織し直そうとすることに否定的な意識が醸成されている。

近代家族は構成員各自に押し付けられる自己責任を共同で担う基礎単位である世帯（自己責任共同体）として国家制度の末端に編成され、国民は世帯単位で把握される一方、子どもの養育はもはや依存すべき原始的共同体を喪失した世帯に自己責任として押し付けられたのである。したがって、物質的・社会関係的富の保有量が少ない民衆にとっては、子どもの扶養について自由度が小さいことは言うまでもなく、適切な扶養を確保すること自体がしばしば困難に瀕することとなる。

戦前の貧民救済制度であれ、今日の社会保障制度であれ、公的扶助は例外的制度としてしか存在できない。1874年の恤救規則（明治7年太政官達第162号）は、血縁・地縁関係者など「人民相互ノ情誼」による相互扶助を基本とし、救済対象を「無告ノ窮民」に限定しており、1929年の救護法（昭和4年法律第39号）も救護を扶養義務者による扶養が得られないときに限定していた。現行の生活保護法（昭和25年法律第144号）においても、「扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定め、「直系血族及び兄弟姉妹」（民法（明治29年法律第89号）第877条）による扶養を生活保護の前提とし、保護の要否及び程度は「世帯を単位として」（第10条）判断される。公的扶助は個人ではなく自己責任共同体としての世帯に着目して行われるだけでなく、地縁関係による相互扶助したがって解体したはずの原始的共同体が公的扶助の前提条件にされている点に注目すべきだろう。

要するに、子どもの扶養は親＝世帯主の私事とされ、親は子どもの扶養に責任を負わなければならない。このような社会制度の下にあっては、世帯の経済的困窮は直ちに子どもの生活と成長に否定的影響をもたらす。しかも、公的扶助が貧困状態にある子どもに対して直接なされることはなく、国家は自力では扶養をなすえない親に対して例外的な「支援」を行っているにすぎず、国家が子どもと直接向き合うことはない⁽⁵⁾。子どもの内面的価値観の形成過程への国家関与を排除する意味において、親の教育の自由と養育の私事性は認められなければならない。そのうえで、筆者がここで問題にしたいのは、子どもの扶養に親が自己責任を負う制度、したがって子どもの生活・成長条件を親の経済的・社会的力能に否応なく依存させる制度である。

(3) 教育福祉の定義と政策目標の不在

イギリスで二〇一〇年に制定された子どもの貧困法（Child Poverty Act 2010）には、政府が10年以内に達成すべき子どもの貧困削減目標として次の4つが明記されていた。

子どもの貧困率（等価可処分所得の中央値の60%未満の所得で生活する世帯に属する子どもの割合）を10%未満にする。

低所得世帯（等価可処分所得の中央値の70%未満）で暮らし、物質的剥奪状態にある子どもの割合を5%未満にする。

2010年度における子育て世帯の等価可処分所得の中央値の60%の金額を基準にして（物価変動を加味して補正）、子どもの貧困率を5%未満にする。

貧困状態が3年以上継続する世帯の割合を、政府が定める目標値以下にする。

イギリス議会はこの法律を廃止してしまっただが、スコットランドでは二〇一七年にスコットランド子ども貧困法（Child Poverty (Scotland) Act 2017）を制定し、子どもの貧困削減に取り組んでいる。

子どもの貧困削減の数値目標の法定が望まれるのは、第一に、貧困の削減目標を法定すれば、政府はその目標を達成するための施策を講じなければならないからだ。逆に、この定めがないと、子どもの貧困対策を政府のフリーハンドに任せることになってしまう。新大綱に書き込まれた「子供の貧困に関する指標」を示した。これを見ると、「経済的支援」に関する指標が手薄で的外れである一方、もっとも項目の多い「教育の支援」には貧困対策とは言えない指標が連なっていることが確認される。

第二に、政府自身が大綱の「子どもの貧困に関する指標」に達成目標を書き込めば、政府が実施しようとする子どもの貧困対策に関する施策やその予算規模の妥当性を実施前に検討することができ、さらに施策実施後にその効果を客観的に検証できる。これが説明責任（accountability）の基本であり、政策の目標・手段・予算・成果をすべて客観的に評価できる形で公表しないかぎり、言葉の正しい意味での説明責任とは言えず、新旧大綱は当初から政府の責任が曖昧になるように作られていると言わざるをえない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 中嶋哲彦	4. 巻 49
2. 論文標題 子どもの貧困対策推進法の意義と問題点：貧困からの即時離脱か、自力での貧困連鎖の遮断か	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本教育法学会年報	6. 最初と最後の頁 114-123
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中嶋哲彦	4. 巻 926
2. 論文標題 拡大させられる「教育の機会不平等」：子どもの貧困対策と大学等就学支援法を問う	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 148-155
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中嶋哲彦	4. 巻 291
2. 論文標題 大学等修学支援法と教育の機会均等	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 経済	6. 最初と最後の頁 82-91
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中嶋哲彦	4. 巻 66(11)
2. 論文標題 子ども・若者支援における教育と福祉の「連携」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 37-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中嶋哲彦	4. 巻 28
2. 論文標題 子どもの貧困と現代国家 扶養の私事性と国家装置としての学校教育	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本教育政策学会年報	6. 最初と最後の頁 84-92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.19017/jasep.28.0_84	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中嶋哲彦	4. 巻 26
2. 論文標題 課題研究「教育と福祉の統一的保障をめぐる 教育政策の課題と展望」のまとめ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本教育政策学会年報	6. 最初と最後の頁 109-112
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.19017/jasep.26.0_109	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 中嶋哲彦
2. 発表標題 子どもの貧困と現代国家（課題研究：教育と福祉の統一的保障をめぐる教育政策の課題と展望）
3. 学会等名 日本教育政策学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 中嶋哲彦
2. 発表標題 子どもの現状 を捉える視点の検討: Innocenti Report Card #14 を素材に
3. 学会等名 日本教育政策学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 中嶋 哲彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 青土社	5. 総ページ数 334
3. 書名 国家と教育 愛と怒りの人格形成	

1. 著者名 日本子どもを守る会編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 本の泉社	5. 総ページ数 192
3. 書名 子ども白書2018	

1. 著者名 上間 陽子、中嶋 哲彦、吉田 千亜、山野 良一、岩重 佳治、平松 知子、飯島 裕子、鷹 咲子、荻野 悦子、小野川 文子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 新日本出版社	5. 総ページ数 221
3. 書名 誰も置き去りにしない社会へ： 貧困・格差の現場から	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------